

記者発表資料

平成22年12月14日

## 不法投棄を発見した場合に情報をお寄せ下さい

～河川区域内における不法投棄物の回収・処分費用は年190万にも～

福島河川国道事務所が管理する阿武隈川等の河川区域に一般家庭ゴミや電化製品等が不法投棄される事例が後を絶たない状況となっており、不法投棄物の回収・処分費用は、年間ベースに換算すると約190万にも上ります。

市民の皆様方が不法投棄の行為や不法投棄物を発見した際には、当事務所の最寄りの出張所まで情報を寄せください。

福島河川国道事務所では阿武隈川及び支川荒川、釈迦堂川等の河川管理を行っています。この河川区域内に一般家庭ゴミや電化製品、古タイヤ及び自転車等を不法に投棄する事例が後を絶たない状況となっています。

日頃の河川巡視活動において、不法投棄物が発見された場合にはそれらを回収し、適切に処分しているところですが、平成22年4月～11月までの8ヶ月間における不法投棄物の回収・処分費用は約125万円を要しており、これを年間ベースに換算すると約190万円にも上ります。

今後、積雪期を迎えるに当たり、タイヤ交換に伴う古タイヤの不法投棄や、来年7月のデジタル放送への完全移行に伴うアナログ放送対応テレビの不法投棄等が多発することも懸念されます。

不断的監視が不法投棄の抑制に繋がりますので、市民の皆様方が、不法投棄の行為や不法投棄物を発見した際には、当事務所の最寄りの出張所まで情報を寄せ下さるようご協力をお願いします。

### ■連絡先：河川管理担当の出張所

郡山出張所：024-943-6591（須賀川市、郡山市、本宮市、二本松市の移川合流点より上流管内を担当）

伏黒出張所：024-583-3233（二本松市の移川合流点より下流、福島市、伊達市、桑折町、国見町管内を担当）

### ■その他：罰則規定

河川にゴミや廃棄物を投棄する行為は、河川法令等の法律で禁じられており、違反した者に対しては、下記の罰則規定が定められています。

○河川法・・・三ヶ月以下の懲役又は二十万円以下の罰金

○廃棄物の処理及び清掃に関する法律・・・五年以下の懲役又は千万円以下の罰金など

福島県政記者クラブ、福島市記者クラブ

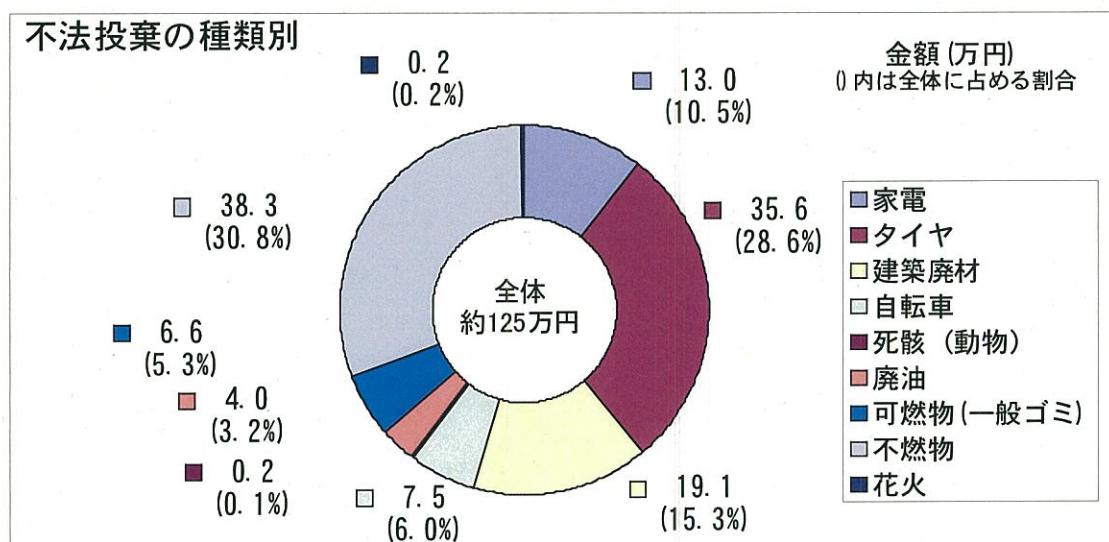
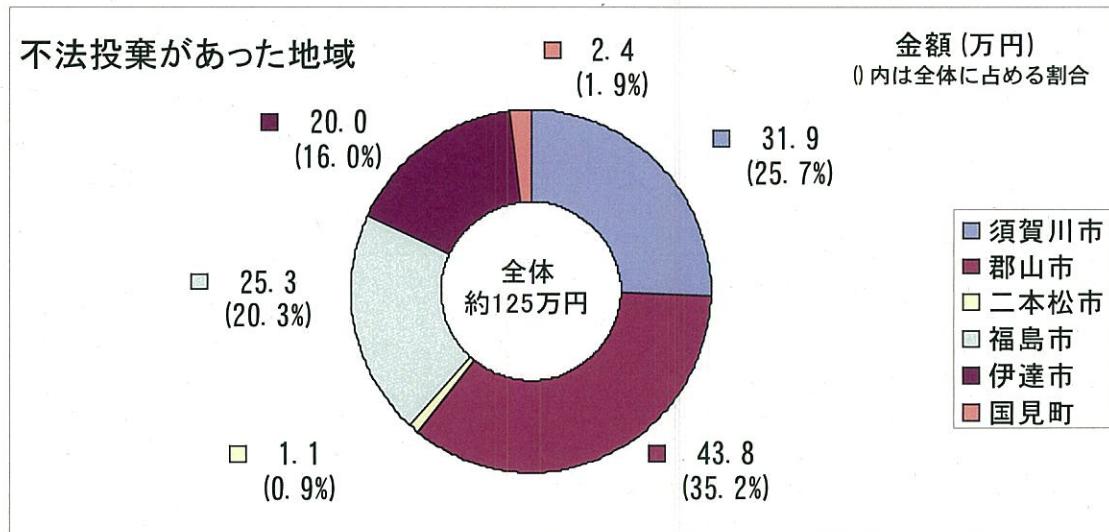
本件に関する問い合わせ先

福島河川国道事務所 副所長（河川） 佐々木（内線204）

河川管理課長 森（内線311）

電話：024-546-4331（代表）

阿武隈川上流（国土交通省管理区間）における不法投棄物の状況  
(平成22年4月～11月分を集計)



## 阿武隈川への不法投棄状況(代表事例)



テレビの投棄



古タイヤの投棄



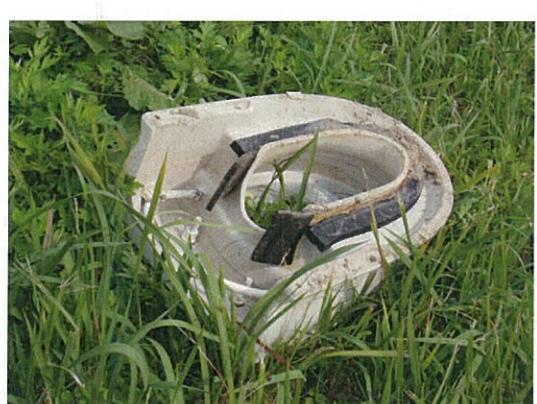
建築廃材



衣類等の家庭用品



一般ゴミ(花火など)



不燃物(便器)